

1 いじめ問題への取組

(1) いじめの防止

「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校教育全体を通じて一人ひとりに徹底することを基本姿勢とし、以下のことを柱にして対応を行う。

- ①校内指導体制の確立
- ②教師の指導力の向上
- ③人権意識と生命尊重の態度の育成
- ④道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- ⑤子どもの自己肯定感の育成
- ⑥子どもの自己指導能力の育成
- ⑦家庭・地域社会・関係機関との連携強化
- ⑧学校基本方針の周知
- ⑨学校基本方針による取組の評価

(2) いじめの早期発見

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築を基本としながら、以下のことを柱として対応を行う。

- ①教職員による観察や情報交換
- ②定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
- ③教育相談体制の整備
- ④情報の収集
- ⑤相談機関の周知

(3) いじめに対する措置

いじめの発見や相談を受けたとき、以下のことを柱として対応を行う。

- ①組織的な対応
- ②いじめられた生徒及びその保護者への支援
- ③いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
- ④集団への働きかけ
- ⑤ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる
- ⑥情報モラル教育を推進し、保護者への理解を求めるよう啓発に努める

(4) 重大事態発生時の取組

生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決するよう努める。特に以下のことを柱として対応を行う。

- ①すべてのいじめの事案は、教育委員会に報告する。
- ②特にいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- ③いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。
- ④生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生 の報告を関係機関に行う。